

平成 28 年 4 月 15 日

介護サービス等における消費税負担等について

全国社会福祉法人経営者協議会
会 長 磯 彰 格

1. 基本認識

- 介護保険サービスについては、非課税とされているが、事業者の課税支出に応じて介護報酬に上乗せをすることにより、間接的に利用者の負担となっており、厳密に言えば「非課税」とはなっていない。
- 納税義務者が「法人」単位であるにもかかわらず、事業ごとの報酬等に消費税負担を上乗せする現在のしくみでは、法人負担をすべて反映することはできない。
- 介護サービス収入等が非課税とされることにより、本来還付されるべき消費税が還付されず、損税が発生している。

2. ヒアリング項目について

① 消費税率（5%→8%）引上げ時における対応の評価

- サービス活動における収支に係る消費税負担については、平成 26 年度介護報酬改定により、概ね担保されている状況と理解している。
- 施設整備に係る消費税負担は、補助金対象部分を除き、法人負担となっており、課題として残されている。

② 消費税率（8%→10%）引上げへの対応について

- 本来、非課税とされる介護サービスに係る消費税については、税制のしくみを変え控除・還付等を行うことにより、利用者の負担及び事業者による過剰な負担が発生しないしくみとすることを目指すべき。
- しかしながら、そうした制度見直しには検討の時間が必要であり、平成 29 年 4 月に予定されている 10%への引上げ時の対応としては、以下の対応を行うことが妥当ではないか。
 - 課税支出割合に応じた介護報酬の上乗せ。（経常経費への対応）
 - 食費・居住費の基準費用額について、消費税率の引き上げおよび物価動向等を踏まえて引き上げる。
 - 区分支給限度基準額を、上乗せ割合に応じて引き上げる。
 - 施設・設備の整備等に関する補助・貸付制度での金額設定において、消費税増税分の建築費上昇分を反映（増額）させる。